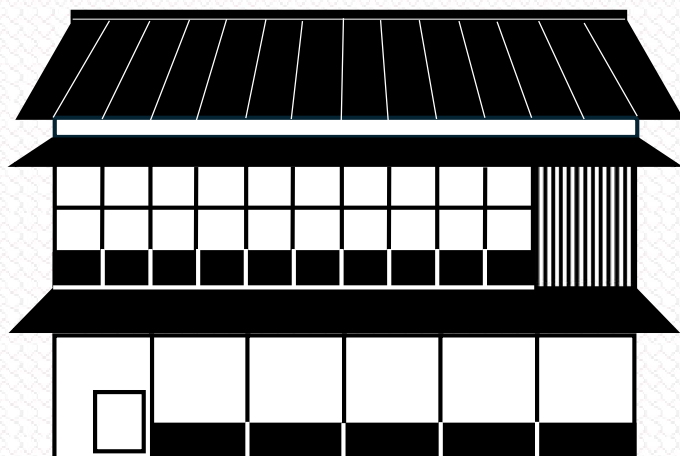


「歴史的なまちなみ」を活かした 建物の改修費を助成します！



助成制度の概要

助成対象エリア

新潟市景観計画において「歴史的建造物の保全を図り、これと調和した景観の形成を図る」特別区域に指定されている区域

助成対象者

以下のいずれかの方

- ・ 建造物の所有者
- ・ 建造物の占有者
- ・ 土地の所有者

助成対象事業

歴史的なまちなみの保全に貢献する、建造物の外観の工事等の費用の一部を市が支援します。

※建物等の外観デザインの基準に適合する必要があります。

助成額・助成率

景観重要建造物

最大

1,050万円

歴史的建造物

最大

575万円

一般建造物

最大

210万円

助成率はすべて50%（詳細は裏面を参照下さい）

助成事業の
イメージ



改修前



改修後



助成対象事業・助成対象経費・助成率・助成金限度額

助成対象事業	助成対象経費	建造物区分	助成率	助成金限度額
①建築物の修景	建築物の修景費	景観重要建造物	2分の1	700万円
		歴史的建造物	2分の1	500万円
		一般建造物	2分の1	150万円
②工作物の修景	工作物の修景費	景観重要建造物	2分の1	70万円
		歴史的建造物	2分の1	50万円
		一般建造物	2分の1	50万円
③修景にかかる設計等	設計・工事監理費	景観重要建造物	2分の1	50万円
		歴史的建造物	2分の1	25万円
		一般建造物	2分の1	10万円
④耐震改修	耐震改修費	景観重要建造物	2分の1	200万円
⑤耐震診断	耐震診断費	景観重要建造物	2分の1	30万円

【表の補足説明】

- ア 修景・・・助成基準（基準は市HPを参照）に基づき、建造物等の外観を歴史的まちなみの保全に資するよう行う、新築、増築、改築、改修（修繕、模様替え）等をいいます。
- イ 工作物・・・門、塀、柵、広告物等をいいます。
- ウ 景観重要建造物・・・景観法に基づき指定された建造物をいいます。
- エ 歴史的建造物・・・建築基準法施行日（昭和25年11月23日）時点で存在した建造物をいいます。
- オ 一般建造物・・・景観重要建造物、歴史的建造物以外の建造物をいいます。
- カ 耐震診断・・・限界耐力計算など、建造物の特性に応じた診断方法を採用して下さい。

助成金応募・申請の手続き



※工事内容が建物等の外観デザインの基準に適合しない場合は、助成の対象となりません。

お問い合わせ先

＼まずは、お問い合わせください！ 相談は随時受け付けております／
 新潟市役所 都市政策部 まちづくり推進課 景観・庶務グループ
 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
 TEL：025-226-2707 MAIL：machisui@city.niigata.lg.jp